

告 示

埼玉県告示第千百十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザー測深）

三 作業地域

江戸川上流域（埼玉県春日部市、幸手市、吉川市、北葛飾郡杉戸町、松伏町、千葉県野田市、柏市、流山市、茨城県猿島郡五霞町、堺町）

四 作業期間

令和五年十一月一日から令和六年三月十八日まで